

令和3年4月15日
総合教育政策局長決定

令和3年度消費者教育推進委員会設置要綱

1. 趣旨

消費者教育の推進については、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）及び消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定）に基づき、消費者教育の総合的・一体的な推進を図っているところであるが、教育委員会における消費者教育の実施や、消費者行政部局との連携は十分とは言えない。また、民法の改正による成年年齢の引下げを見据え、実践的な消費者教育の取組を推進する方策「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日、4省庁関係局長連絡会議決定、令和3年3月22日改定）及び「「成人年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施について」（令和3年3月22日4省庁関係局長連絡会議決定）地域における消費者教育の連携・協働の体制づくりや当該4省庁関係局長連絡会議決定の円滑かつ効果的な実施等について検討・検証等を行うため、消費者教育推進委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2. 実施事項

- (1) 学校・家庭・地域における消費者教育の推進に関すること
- (2) 「若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン」及び「「成人年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施について」に関すること
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 本委員会は別紙の消費者教育に関する有識者等で構成し、2に掲げる事項について検討等を行うものとする。
- (2) 「若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン」及び「「成人年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施について」を実施するにあたって、具体的な事項を検討・調査分析等するために、本委員会の下に部会等を置くことができる。

4. 実施期間

令和3年4月15日から令和4年3月31日までとする。

5. 庶務

委員会の庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課において処理する。

消費者教育推進委員会委員

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 上 村 協 子 | 東京家政学院大学現代生活学部教授 |
| 大久保 貴 世 | 一般財団法人インターネット協会主幹研究員 |
| 奥 千 加 | 埼玉県立秩父農工科学高等学校副校長 |
| 柿 野 成 美 | 公益財団法人消費者教育支援センター
専務理事・首席主任研究員 |
| 島 田 広 | 弁護士 |
| 白 上 昌 子 | 特定非営利活動法人アスクネット 顧問 |
| 杉 浦 敦 司 | 学校法人電子学園日本電子専門学校副校長 |
| 須 黒 真寿美 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会
消費者教育研究所副所長 |
| 中 森 一 朗 | 全国大学生生活協同組合連合会専務理事 |
| 永 井 健 夫 | 青山学院大学コミュニティ人間科学部教授 |
| 西 村 隆 男 | 横浜国立大学名誉教授 |
| 萩 原 なつ子 | 立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授 |
| 樋 口 雅 夫 | 玉川大学教育学部教授 |